

忠岡町文化会館における登録クラブに関する要領（新・案）

（目的）

第1条 忠岡町文化会館における登録クラブに関する要綱第4条第1項第4号の要件を達成するため、部会を設け文化協会と連携し円滑な運営を図る。

（部会）

第2条 忠岡町文化会館登録クラブの部会については以下のとおりとする。

- | | |
|-----------|---------------------|
| (1) 文化文芸部 | 茶華道、着付、俳句、短歌、川柳、古典等 |
| (2) 美術芸術部 | 絵画、書道、写真等 |
| (3) 音楽部 | 合唱、楽器演奏、リトミック等 |
| (4) 生活部 | 料理、裁縫、パソコン、エコ活動等 |
| (5) 語学部 | 外国語会話等 |
| (6) 舞踊部 | ダンス、民謡等 |
| (7) 運動部 | 球技、ヨガ、健康体操等 |

（活動内容）

第3条 文化会館登録クラブは文化協会との相互協力により文化祭等の事業に積極的に参加する。

2 各部会の長は、各部会の代表者を招集し意見交換、情報交換をする中で交流を深めるよう努める。

（その他）

第4条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要領は公布の日から施行する。